

文化庁 令和3年度  
補正予算事業

子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業

【プログラム選択型】  
実施の手引き  
(実施校用)

※第一次募集用



文化庁

令和4年 4月

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室



# 目次

第1章 「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」事業概要	… P.1-3
第2章 【プログラム選択型】における実施の流れ	… P.4-5
第3章 日程変更や中止の場合の手続きについて	… P.6
第4章 【プログラム選択型】における報告書の作成について	… P.7
第5章 報告書の記入例	… P.8-12
第6章 「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」ウェブサイトについて	… P.13-14
第7章 よくある質問について	… P.15-16

本手引書は、**第一次募集**にて【**プログラム選択型**】に採択された実施校向けに作成しています。

【学校による提案型】で採択を受けた学校におかれましては、  
【学校による提案型】の実施の手引き（実施校用）を御参照ください。

## ■ 事業全般、報告書類等に関する問合せ先：近畿日本ツーリスト株式会社

本事業は、文化庁から近畿日本ツーリスト株式会社に事務を委託して実施します。  
問合せは下記にお願いします。

近畿日本ツーリスト株式会社

「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」担当宛

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-14-24 西新宿K Fビル 301 ※

（KNT ビジネスクリエイト内）

TEL：0570-064-752（平日10：00-17：00）

Email：[saikou-gakkou@gp.knt.co.jp](mailto:saikou-gakkou@gp.knt.co.jp)

事業専用HP URL：<http://www.kodomogejijutsu.go.jp/>

## ※事務局移転のお知らせ

5月下旬に事務局の移転を予定しております。

電話・メールでの問い合わせ先に変更はありません。

移転に伴う作業のため、5/23（月）～5/31（火）の期間につきましては、  
書類の送付をお控えいただけますよう、お願いいたします。

6月以降は下記の住所へご送付ください。

## ▶ 移転先住所（6月以降）

〒160-0036 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階

## 1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子供たちへ文化芸術の鑑賞・体験をさせる機会が失われてきましたが、その機会を再興するため、小学校・中学校・高等学校等において、文化芸術団体のプログラムを提供し公演を実施するほか、小学校・中学校・高等学校等が希望する文化芸術団体等との鑑賞・体験教室を開催する場合の支援を目的とします。

## 2. 実施区分

「学校による提案型」「プログラム選択型」の2つの区分を設置し、学校が希望する取り組みを支援します。

### (1) 学校による提案型

学校が希望するアーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室の開催を支援します。

学校が希望するアーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室の開催支援	
対象	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期・後期）、特別支援学校、高等学校 ※私学の学校であっても、上記の対象であれば応募が可能です。
会場	教室、体育館等の学校施設等
講師等	学校が希望するアーティストや芸術団体等
学校による提案型 対象分野	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器など）</li> <li>2. 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）</li> <li>3. 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）</li> <li>4. 大衆芸能（落語、講談、漫才、浪曲など）</li> <li>5. 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真など）</li> <li>6. 伝統芸能 （歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）</li> <li>7. 文学（俳句、朗読など）</li> <li>8. 生活文化（囲碁、将棋、華道、茶道、和装、食文化など）</li> <li>9. メディア芸術 （メディアアート、映画、アニメーション、マンガなど）</li> </ol> <p>注）上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば、実施可能です。</p>

## (2)プログラム選択型

文化庁事業「文化芸術による子供育成推進事業」において特に学校からの実施希望が多い3分野（「音楽（オーケストラ・室内楽）」、「演劇（演劇・児童劇）」、「伝統芸能（能楽）」）及び令和2年度より小学校でプログラミング教育が必修化されたことやGIGAスクール構想の実現に向けて親和性の高い「メディア芸術」の計4分野について、各分野統括団体等の協力により、子供たちに質の高い文化芸術の魅力や多様性を伝えるプログラムの中から学校等が選択するものの実施を支援します。

本事業において紹介する鑑賞・体験プログラムの実施支援		
プログラム 選択型	対象	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期・後期）、特別支援学校、高等学校 ※私学の学校であっても、上記の対象であれば応募が可能です。
	会場	教室、体育館等の学校施設等
	講師等	下記4分野の鑑賞・体験プログラムを実施する団体
	対象分野	1. 音 楽（オーケストラ・室内楽） 2. 演 劇（演劇・児童劇） 3. 伝統芸能（能楽） 4. メディア芸術

## 3. 主催者

主催者及び共催者は次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会を「共催者」として加えることができます。

[主催者] 文化庁

[共催者] 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

※ 以下、共催者と文化庁が認める共催者（会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会）をあわせて「地元共催者」と表記します。

## 4. 【プログラム選択型】における実施方法

### (1) 派遣団体について

派遣団体は申請校の申請内容及び派遣予定団体のスケジュール等を勘案して決定しますが、決定通知後に事務局・実施団体（又は協力団体）より、公演開始時間や公演回数及び新型コロナウイルス感染症予防対策等の詳細についての事前ヒアリングを行った段階で、決定通知内容での実施が困難と判断した場合には、実施企画や派遣予定団体、実施日を変更させていただく場合もございます。この点お含み置きいただきますようお願いいたします。

## (2) 会場

原則として実施校の施設（教室、体育館等）とします。

※ ただし、複数の学校が合同で実施する場合や新型コロナウイルス感染症予防の観点から全校児童生徒等を体育館に収容することができない場合、体育館の改修工事等、やむを得ない理由により会場の借用を必要とする場合には、まず、都道府県・政令指定都市等の担当部局へ相談してください。解決の目途が立たない場合は事務局まで御相談ください。

※ 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、実施の際には3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）にならないようにする等の配慮をお願いいたします。

## (3) 実施回数

原則として1校につき1回とします。

※ ワークショップの特性上、メディア芸術分野につきましてはこの限りではありません。

※ 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるために鑑賞・体験人数を分散する必要がある場合の鑑賞・体験の公演回数については、予算状況によって、最低人数基準を設定した上で複数回公演を認める場合があります。基準を満たさない状態での複数回公演につきましては、本事業の対象にはなりません。お気を付けください。

## (4) 実施期間

第一次採択：原則令和4年4月18日（月）から令和4年7月31日（日）まで

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により予定通りの実施が難しい場合など、日程の変更が生じた際は6ページの「日程変更や中止の場合の手続きについて」を御確認の上、速やかに事務局まで御連絡ください。また、変更後の日程が上記実施期間を過ぎる見込みである場合は、まずは事務局へ御相談ください。

## (5) 対象経費について

【プログラム選択型】における経費精算に関する手続きは、実施団体（又は協力団体）及び事務局間で行います。地元共催者負担経費が生じた場合は、実施校もしくは共催者側で御負担いただけますようお願いいたします。

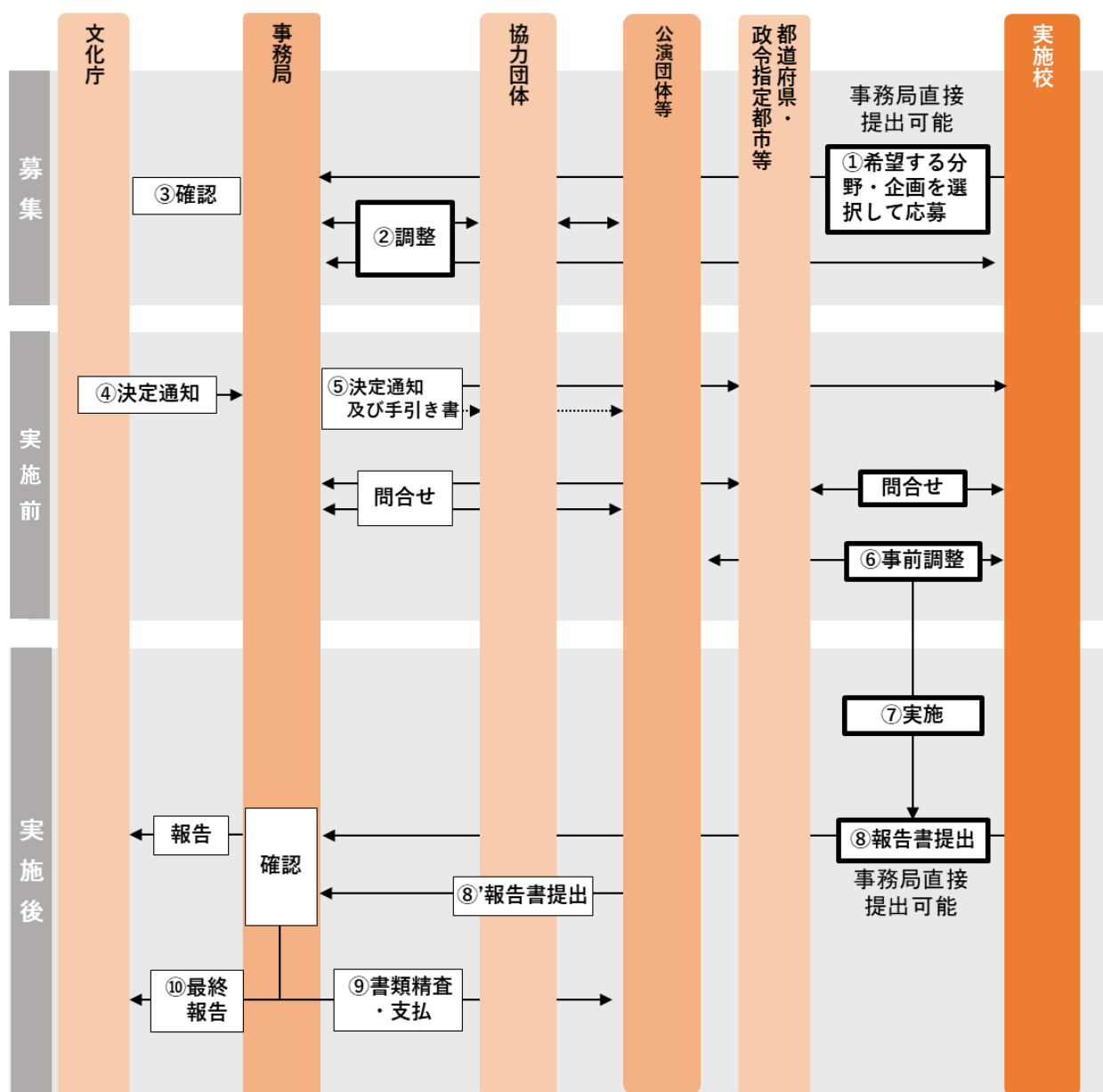
## (6) 報告書の提出について

実施終了後に【プログラム選択型】の実施校が作成する報告書は「【様式9】実施報告書」と「【様式10】実施状況報告書」です。7ページの「【プログラム選択型】における報告書の作成について」を参照し、作成の上、実施後1か月以内に事務局へ直接御提出ください。

## 1. 申請から報告書提出までの流れについて

申請から報告書提出までの流れは次の図のとおりです。都道府県・政令指定都市等及び実施校における手続等の詳細につきましては、次項を御参照ください。

太字の囲みは実施校が行う手続です。



※実施の手引き（本紙）及び各報告書の様式は、本事業専用HPよりダウンロードが可能です。（13・14ページをご参照ください）



## 2. 各手続きにおける留意事項等について

各手続き段階における留意事項は次のとおりです。

### 実施校における留意事項

#### 【事業実施前】

- 文化庁主催事業であることの明示  
実施校において、学校の広報ツール（学校だより、学校HP等）に本事業を掲載する場合は、文化庁主催事業であることと、事業名「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」を明記してください。
- **決定通知**を元に実施報告書類の確認と精算を行いますので必ず**通知内容を保管**してください。
- 決定通知後の事前ヒアリングにおいて、通知内容での実施が困難と判断した場合には、実施企画や派遣予定団体、実施日を変更させていただく場合もありますので、この点お含み置きいただけますようお願いいたします。
- 実施団体との事前打ち合わせでは、次のことを確認してください。

<b>（スケジュール）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施団体の来校時間</li><li>・搬出入の流れと時間</li><li>・リハーサル（共演のリハーサルを含む）等</li><li>・休憩のタイミング</li></ul>	<b>（その他）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・搬出入の経路等</li><li>・来校する車両の大きさ（寸法・重量）</li><li>・その車両が通れる経路はどこか</li><li>・駐車位置はどこか（体育館に横付け可能か）等</li><li>・昼食のとり方</li><li>・ゴミの処理方法</li><li>・控室の準備</li><li>・エレベーターの有無 等</li></ul>
--	--

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）にならないようにする等の工夫や、その他感染症予防対策についても実施前に今一度確認をお願いいたします。

#### 【事業実施後】

- 【様式9】【様式10】を作成し、事務局へ直接提出してください。なお、**提出期限は実施後1か月以内**です。遅延のないよう、ご提出をお願いいたします。

### 都道府県等担当部局における留意事項

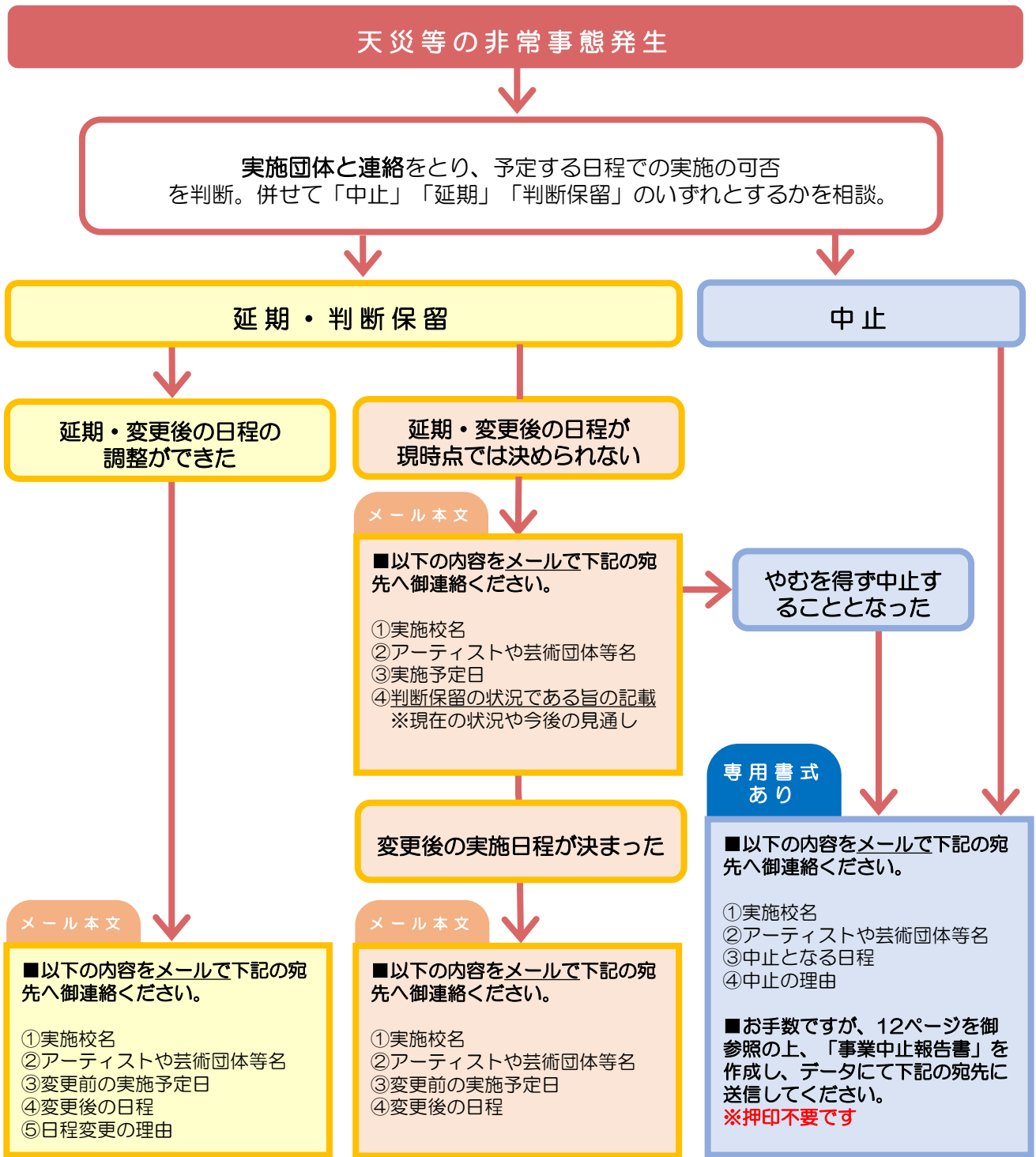
#### 【事業実施前】

- 実施の手引き（本紙）について、採択された学校へデータ送信又は事業ウェブサイトからダウンロードしていただきますよう御案内ください。
- 学校からの報告書は事務局直接提出とさせていただきますが、不都合がある場合にはお知らせください。
- その他実施にあたって、実施校より相談がある場合が考えられます。都道府県等ご担当者様にて対応が難しい場合には、事務局までご連絡ください。



# 第3章 日程変更や中止の場合の手続きについて

1. 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず日程変更や中止をする場合の手続きについて  
**※この手続きは、実施校側からの連絡によって初めて完了します。**



## 【メール送信先】

子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業事務局  
近畿日本ツーリスト株式会社  
Email: [saikou-gakkou@gp.knt.co.jp](mailto:saikou-gakkou@gp.knt.co.jp)

## 1. 実施校が作成する報告書の種類について

### すべての実施校が作成する報告書

- 【様式9】 実施報告書（プログラム選択型）
- 【様式10】 実施状況報告書（プログラム選択型）

## 2. 実施校が作成する報告書の提出期限・提出方法・提出先について

【提出期限】 各校事業実施終了後1ヵ月以内

【提出方法】 原則データ送信のみ

【様式9】 【様式10】 は、Excel形式のまま御送信ください。

【提出先】 子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業事務局

近畿日本ツーリスト株式会社

E mail: [saikou-gakkou@gp.knt.co.jp](mailto:saikou-gakkou@gp.knt.co.jp)

## 3. 経費の精算について

経費の精算については事務局及び実施団体（協力団体）間で行います。地元共催者負担経費が生じた場合は、実施校もしくは共催者側で御負担いただきますようお願いいたします。

	経費対象	
	文化庁負担経費	地元共催者負担経費
プログラム 選択型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体の実施に係る公演費及びワークショップ等に係る費用（出演費、文芸費、音楽費、舞台費、ワークショップ指導料等）</li> <li>・団体派遣に係る派遣費（運搬費、旅費等）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防対策に必要な消耗品 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置経費等）</li> <li>・諸雑費（お茶代等）</li> </ul>

【様式9】実施報告書（プログラム選択型）

番号の順に入力するとスムーズです。

様式9

書類作成日を記入してください。

① 令和 4 年 4 月 18 日

近畿日本ツーリスト株式会社 御中

北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課長 殿

都道府県・政令指定都市名をプルダウン（▼印）より選択してください。選択後、所管課長の候補が選択できるようになりますので、当てはまるものを選択してください。

都道府県 政令指定都市名 ② 北海道

実施校名 ○○市立××中学校

実施校所在地 北海道○○市××町\*\*\*-\*

実施校代表者 文化 太郎

実施校名は省略せず、決定通知時の実施校名を入力してください。実施校名が変更になった場合は、変更届（任意様式）を併せて御提出ください。※ご入力頂いた都道府県・政令指定都市名、実施校名は次ページ該当箇所にも自動的に反映されます。

公印不要です。

令和3年度補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業  
実施報告書(プログラム選択型)

令和4年4月14日付け事務連絡文書で決定のありました令和3年度補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業(プログラム選択型)が終了しましたので報告します。

記

〈添付書類〉

- ①【様式9】実施報告書
- ②【様式10】実施状況報告書

- ※ 黄色のセルは手入力してください。入力するとセルが白色に変わります。
- ※ オレンジ色のセルは、プルダウン（▼印）より選択してください。
- ※ 未記入がありますと差し戻し・支払の遅延が発生しますので、記入後、すべての項目を記入済みであるか確認してください。

以上





【様式10】実施状況報告書（プログラム選択型）

必須項目です。  
忘れずに記入してください。

児童・生徒の文化芸術体験状況

※実施校の参加児童・生徒を最小単位とし、ご記入ください。

■「公演当日まで、文化芸術(◆)を間近で鑑賞したことはありましたか。」

※ホームルーム等で下記の文化芸術体験についての質問をして頂き、その結果を下表に集約してください

【本公演に参加した児童・生徒への質問】

- ① 文化芸術を間近で鑑賞したのは今回が初めてだった
- ② 他の種目を鑑賞したことはあったが  
今回の種目の鑑賞は初めてだった
- ③ 今回の種目も鑑賞したことがあった
- ④ よく覚えていない

- ◆対象とする文化芸術の種目は以下のとおりです。
- ◆CDやDVDによる鑑賞は除きます。
- ◆本事業のワークショップでの体験は除きます。

【種目】

- ・「音楽」(合唱、オーケストラ等、音楽劇)
- ※ポピュラー音楽のコンサートは除く
- ・「演劇」(演劇、児童劇、ミュージカル)
- ・「伝統芸能」(歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸)
- ・「舞踊」(バレエ、現代舞踊)
- ・「メディア芸術」(映像、メディアアート等)

文化芸術体験児童・生徒数 (必須)

※合同開催参加校がある場合、合計人数を記入してください。

	①	②	③	④	合計	
小 1					0	人
小 2					0	人
小 3					0	人
小 4					0	人
小 5					0	人
小 6	20	20			40	人
中 1	5	10	5		20	人
中 2	15	5	5	5	30	人
中 3					0	人
高 1					0	人
高 2					0	人
高 3					0	人
在校生その他					0	人
総合計	40	35	10	5	90	人

【注意】実施報告書類は、公演終了後速やかに、事務局へ提出してください。なお、実施状況調(本様式)の提出はExcelデータにてお願いいたします。

事業中止報告書（プログラム選択型）

番号の順に入力するとスムーズです。

書類作成日を記入してください。

①

令和 4 年 4 月 18 日

近畿日本ツーリスト株式会社 御中

北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課長 殿

※「(各都道府県・政令指定都市の所管課)長」と記入してください。

③

都道府県・政令指定都市名をプルダウン（▼印）より選択してください。選択後、所管課長の候補が選択できるようになりますので、当てはまるものを選択してください。

都道府県 政令指定都市名 ② 北海道

実施校名 ○○市立××中学校

実施校所在地 北海道○○市××町\*\*\*-\*

実施校代表者 文化 太郎

④

実施校名は省略せず、決定通知時の実施校名を入力してください。実施校名が変更になった場合は、変更届（任意様式）を併せて御提出ください。

公印不要です。

令和3年度補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業  
事業中止報告書（プログラム選択型）

令和4年4月14日付け事務連絡文書で決定のありました令和3年度 補正予算事業子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業について、下記の理由により事業が中止となりましたので報告します。

記

⑤

事業区分	プログラム選択型
企画ID	OR01
実施団体名	東京シティ・フィルハーモニック管弦楽
中止となる日程	4 月 18 日
中止理由	<p>やむを得ず中止となった理由の詳細を記入してください。</p>

プルダウン（▼印）より選択してください。実施団体名はIDを入力すると自動的に反映されます。



※実施の手引き（本紙）および様式等は下記サイトからダウンロードできます。  
[\(https://www.kodomogeijutsu.go.jp/\)](https://www.kodomogeijutsu.go.jp/)

〈トップページ〉

画像はイメージです。

画像はイメージです。

## 令和3年度 補正予算事業「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」

トップ > 令和3年度 補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業 > プログラム選択型

### ○ プログラム選択型

#### ● 学校関係者の方へ

##### 実施する前に確認する書類

実施の手引き	ダウンロード	備考
実施の手引き【プログラム選択型】(実施校用)	<a href="#">PDF</a>	実施前に必ず熟読してください

##### 実施終了後に必ず提出する書類

作成者	提出書類	ダウンロード	提出方法	備考
実施校	【様式9】実施報告書 【様式10】実施状況報告書	<a href="#">Excel</a>	Excelデータ送信	各校 <b>事業終了後1カ月以内</b> に下記事務局宛にご提出をお願いいたします。  宛先：子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業事務局 (近畿日本ツーリスト株式会社) メールアドレス：saikou-gakkou@gp.knt.co.jp  ※学校からの報告書は事務局直接提出とさせていただきますが、不都合がある場合にはお知らせください。

##### 日程変更・中止する場合に提出すること

作成者	提出書類	記載項目	提出方法	提出先
延期・変更後の日程の調整ができた実施校	-	①実施校名 ②実施団体等名 ③変更前の日程 ④変更後の日程 ⑤日程変更の理由	メールにて送信	※メールの場合、下記の宛先をTo:に入れて送信してください。  宛先：子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業事務局 メールアドレス：saikou-gakkou@gp.knt.co.jp
延期・変更後の日程が現時点では未定の実施校	-	①実施校名 ②実施団体等名 ③変更前の日程 ④判断保留の状況である旨の記載 ※現在の状況や今後の見通し		
延期変更により未定だった実施日程が決まった実施校	-	①実施校名 ②実施団体等名 ③変更前の日程 ④変更後の日程		
中止校が提出する書類	事業中止報告書	<a href="#">Excel</a>	メールにて送信の上、 <b>事業中止報告書</b> をデータで送信 ※押印不要	

## 第7章 よくある質問について

1	<p><b>【手続関連】</b> 決定通知を受け取りました。まず何をしたら良いのでしょうか？</p>	<p>決定した公演団体より学校へお電話がありますので、しばらくお待ちください。公演団体よりお電話がありましたらその後事前打ち合わせ(5ページ)を行ってください。</p>
2	<p><b>【実施関連】</b> 本校卒業生や地域の人と一緒に鑑賞しても良いですか？</p>	<p>鑑賞いただく分には問題ございません。状況に応じて御判断ください。</p>
3	<p><b>【実施関連】</b> 合同開催として申請していませんが、合同開催に変更したいです。どうすればいいですか？</p>	<p>本事業で既に採択されている他校との合同開催でなければ合同開催に変更していただくことは可能です。実施前に事務局へご相談ください。</p>
4	<p><b>【実施関連】</b> 7月までに実施が困難となりました。延期は出来ますか？</p>	<p>延期は可能ですが、時期を制限させていただく場合があります。6ページをご参照の上、まずは延期のご連絡をお願いいたします。</p>
5	<p><b>【実施関連】</b> 3ページに「原則として1校につき1回」と記載がありますが、3つの「密」を避ける観点から、複数回の公演を希望します。</p>	<p>本事業では、まずは「1校1回」にてご調整いただいております。(ワークショップの特性上、メディア芸術分野を除く) 今後団体を通じての調査や予算状況を勘案して、複数回公演の計上可能人数基準を設定する場合もございます。その発信までに独自に行った2回目以降の公演費については計上ができかねますので、ご注意ください。</p>
6	<p><b>【費用関連】</b> 学校がなんらかの費用を集金されることはありますか？</p>	<p>本事業の公演で、学校から費用を集金することはありません。ただし、No.5に関連して文化庁からの複数回公演の計上可能人数基準の発信前、もしくは発信された当該基準に満たない場合には、公演費の計上ができかねますため、学校負担となる可能性があります。これにより、公演団体が学校の御要望を聞くことができない場合がありますのでご注意ください。 例) 複数回公演の計上可能人数基準に達しないが、2回公演を希望している場合、追加の1回分は学校負担となります。</p>

## 第7章 よくある質問について

7	<p><b>【費用関連】</b> 自治体の別の補助金との併用は可能ですか？ 自治体が負担する金額の不足分を計上しても良いですか？</p>	<p>本事業は文化庁のみが主催となる事業であり、自治体は「共催者」となります。補助金ではありませんので、全体費用の不足分を補填するという考え方ではありません。 「共催者」となる自治体から補助金が出る場合には、収入にあげていただく必要があります。 詳しくは事務局までお問合せください。</p>
8	<p><b>【費用関連】</b> 延期や辞退をした場合に、交通費や宿泊費等の変更手数料やキャンセル料が発生した場合は、学校の負担になってしまいますか？</p>	<p>日程変更や辞退が生じた場合の変更手数料やキャンセル料は計上いただくことができますが、内訳や算出根拠がわかる資料の取得をお願いいたします。通常は団体側が手配していることが多いと思いますので、団体より事務局宛に計上していただきます。</p>
9	<p><b>【その他】</b> 実施団体には、PCR検査を受けてから来校して欲しいです。 何か手続きが必要ですか？</p>	<p>PCR検査・抗原検査費用については、学校からの要望書をもって計上が可能となります。必ず学校が所管の都道府県又は市区町村教育委員会へ相談の上、<u>事前に事務局へご連絡ください</u>。事務局より要望書の記入例をお渡しします。 なお、計上については原則当該校実施のための出発の直前3日で検査したもののみ計上が可能です。これ以外の場合は、事務局にご相談ください。</p>
10	<p><b>【その他】</b> オンラインでの配信に変更したいと考えています。問題ありませんか？</p>	<p><b>原則、対面での実施をお願いいたします。</b>ただし新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてオンライン実施ができなければ事業を中止せざるを得ない場合に限り、「①申請時と同時間・同内容の実施を行うこと」「②オンラインでの指導対応については実施校からの要請があり、実施団体が対応できること」「③事務局まで事前申請を行うこと」を条件に、オンライン通信などを用いて動画配信(同時中継)にて実施することを認めます。なお、予め団体が録画した動画(学習教材)が配布又は配信されるのみで、実施校と団体間での対話が行われない場合、謝金の計上は認められません。具体的な申請方法については、事務局までお問い合わせください。</p>
11	<p><b>【その他】</b> 対面実施が難しくなったので、実施団体に教材の作成をお願いしようと考えています。教材配布・鑑賞のみで問題ありませんか？</p>	<p>学習教材(事前録画を含む)の配布・鑑賞のみは、実施とはみなされません。</p>